

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年3月28日～2019年4月3日)

平成31年(2019年)4月5日

H	E	A	D	L	I	N	E	S	
政治 米軍との共同訓練 ソロフ国家安全保障局(BBN)長官, レバノン訪問 ズジコ国防副大臣, エストニアを訪問 コロール統合参謀副長, ポーランド, リトアニア, ウクライナ, ベラルーシ4地域フォーラムを開催 アンジェイチャク統合参謀総長, チェコを訪問 アンジェイチャク統合参謀総長, リトアニアを訪問 欧州議会選挙に関する世論調査結果 チャプトヴィチ外相, 米国を訪問 欧州委員会, ポーランドの最高裁判所法に関連し, EU条約上の違法性認定手続きを開始									【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話 2 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 警察の信頼度に対する世論調査結果 交通事故統計に関する分析 運転免許取消件数の増加 暴漢による元シエドルツェ市長刺傷事件の発生 パキスタン人密入国者の拘束 公安庁対テロセンター, 設立1周年									
経済 閣僚評議会, 企業・技術大臣に日曜日の商業施設営業禁止の影響に関する報告書の要約作成を指示 個人所得税制度の改正に向けた動き フィッチ, ポーランドの格付けを据え置き 3月の購買担当者景気指数(PMI) 2018年の財政赤字及び公的債務残高 電気自動車に関する投資動向 ワルシャワ・ショパン空港関連動向 韓国サムスン社, スタートアップ・インキュベーターを開設 EU結束政策におけるポーランドのプロジェクト動向 原子力発電建設の動向 石炭事業に対する銀行の動向 ポーランドにおける再生可能エネルギー等に関する研究開発の展開 原子力発電建設に関するトフジェフスキ・エネルギー大臣の発言									
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 平成31年度前期分教科書の配布に関する御案内 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事									
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp									

政 治

内 政

欧州議会選挙に関する世論調査結果【4月2日】

2日にファクト紙が報じた世論調査機関 IBRIIS による欧州議会選挙における各政党への支持率に関する

世論調査(3月29・30日実施)において、与党「法と正義」(PiS)が首位(支持率39%)となり、「欧州連立」(同36.5%)、「春」(同6.1%)が続いた。

外交・安全保障

米軍との共同訓練【3月22日】

22日、米国テキサス州フォートブリス基地所属の第2装甲戦闘団約1,500名の輸送が完了し、ポーランド軍第11装甲師団及び第12機械化師団との共同訓練がドラフスコ・ポモルスキ演習場において開始された。約700セットに及ぶ装備品はオランダの軍事倉庫から輸送された。同共同訓練においては、米軍の国外派遣における展開能力及び各組織の連携行動の練度の向上及び確認が行われる。数週間に及ぶ演習後、米軍兵士はテキサス州に戻る予定。

ソロフ国家安全保障局(BBN)長官、レバノンを訪問【3月25日】

25日、ソロフBBN長官及びヤブウォンスキ第12機械化師団長がレバノンを訪問し、今後予定されているポーランド軍のUNIFIL(国連ミッション)派遣の準備のための視察を行った。同長官等は、UNIFIL 司令官等と懇談し、ポーランド派遣部隊に保有させるべき機能や相互協力等について意見交換をした。派遣規模は200名程度、アイルランド軍主力の大隊の一部の部隊となる予定。

ズジコ国防副大臣、エストニアを訪問【3月28日】

28日、ズジコ国防副大臣は、エストニアを訪問し、コダル・エストニア国防長官と会談し、サイバー防衛について意見交換をした。同会談においては、特に長期抑止戦略を明確にする事の重要性及びNATO主催のサイバーセキュリティ演習等について意見交換が行われた。

コロル統合参謀副長、ポーランド、リトアニア、ウクライナ、ベラルーシ4地域フォーラムを開催【3月28日】

28日、コロル統合参謀副長は、同参謀本部において、ベラルーシ軍、リトアニア軍及びウクライナ軍の訪問団と各国が行う演習及び軍事的な行動に関する透明性を高め、相互理解を促進する会議を行った。ポーランド軍側からは、昨年12月末に改編した新たな指揮統制組織の概要及び意義について説明するとともに、新たな第18機械化師団の創設は、ポーランドの南西部の防衛のためであることを説明した。リトアニア軍側からは、国外任務及び訓練等について、ウクライナ軍側からは、NATOとの協力の重要性に

ついて、ベラルーシ軍側からは、相互の軍事的活動の透明性を高めて緊張状態を避けることの重要性及び同4地域における良好な関係構築に対して積極的に関与するとの言及がなされた。

アンジェイチャク統合参謀総長、チェコを訪問【3月29日】

29日、アンジェイチャク統合参謀総長は、チェコを訪問し、スキャパロティ作戦連合最高司令官が出席をした中欧参謀総長会議に参加した。同会議においては、同盟国相互の協力、NATO部隊との共同訓練及び東欧における即応能力の構築について議論された。特に、軍の国境を跨いだ移動(Military Mobility)は、NATO、EU及び各国の優先課題となっている事が確認された。同参謀総長からは、今後2年間の間に、ポーランド国内においていくつかの国際演習を計画している旨発表があった。

アンジェイチャク統合参謀総長、リトアニアを訪問【4月2日】

2日、アンジェイチャク統合参謀総長は、リトアニアを訪問し、カロビス・リトアニア国防相及びズカス・リトアニア参謀総長と会談し、軍事及び国防産業分野での協力について意見交換した。同会談では、共同演習の増加・拡大だけでなく、ミサイル防衛及び幹部・下士官に対する教育・インフラの構築についても触れ、幅広い意見交換が行われた。

チャプトヴィチ外相、米国を訪問【4月1-4日】

1-4日、チャプトヴィチ外相が米国を訪問し、国連安保理における大量破壊兵器の不拡散に関するハイレベル・ブリーフィングに参加した。また、ワシントンでは、米国のフック・イラン担当特別代表と協議した他、NATO発足70周年記念パネル・ディスカッションに参加し、EUと米国の間に相違はあるが、欧州内の米軍の存在は潜在的侵略の抑制のために重要であると述べた。

欧州委員会、ポーランドの最高裁判所法に関連し、EU条約上の違法性認定手続きを開始【4月3日】

3日、欧州委員会は、昨年4月に施行された改正最高裁法で新設された、裁判官の規律問題等を管轄する規律部に関する規定が同部の独立性及び公

平性を保障していないなど、EU条約第19条1項が定める義務等を履行していないとして違法条項の除

去(infringement procedure)を要請する書簡を発出して、2か月以内の回答を求めた。

治 安 等

警察の信頼度に対する世論調査結果【3月29日】

本年3月7日から同14日にかけてポーランド人1,046人を対象に世論調査機関CBOSが行なった調査では、75%が警察が信頼できると回答し、警察に対する信頼度は国営放送や軍などを抑えて首位となった。

交通事故統計に関する分析【4月1日】

警察統計によれば、2018年中、ポーランド国内で発生する交通事故の件数は減少傾向にあるが、交通事故で重傷を負った人の数は前年より31人増加しており、スピードの出し過ぎや横断歩道での歩行者見落としが重大事故に繋がった事例が多い。統計的にはウツキエ県がもっとも交通事故の危険性が高い県となっている。ポーランドの道路交通过事は改善が続いているが、交通事故100件あたりの死亡者は8.6人で、引き続き欧州域内下位となっている。

運転免許取消件数の増加【4月1日】

ポーランドでは市街地で50キロ以上の速度超過で取り締まりを受けた場合、運転免許取消が定められているが、同違反による運転免許取消が増加している。2018年中、同違反によって約8,000件(前年比42%増)の免許取消が行われた。同違反で免許を取り消される運転手の年齢は、30~40代が多いとされる。

暴漢による元シェドルツェ市長刺傷事件の発生【4月1日】

1日朝、グデルスキ・元シェドルツェ市長が自宅前で暴漢に刃物で刺され、重傷を負った。シェドルツェ市はマゾヴィエツキエ県に属し、グデルスキ氏は2006年から2018年まで同市長を務めていた。容疑者は警察に拘束されており、単独犯で、前科はないとされる。なお、犯行当時、容疑者は精神病の治療を受けていたとされ、専門家が犯行時の責任能力の有無に関する検査を進めている。

パキスタン人密入国者の拘束【4月1日】

国境警備隊は、ドレスデン発ワルシャワ行き高速バスの車内で偽造イタリア旅券を使用して密入国を試みたパキスタン人を拘束した。容疑者はスウェーデンへの渡航を目的にポーランドに密入国したと供述しており、ドイツに送還された。

公安庁対テロセンター、設立1周年【4月1日】

公安庁(ABW)対テロセンター(CPT)は、設立1周年を迎えた。同センターは、ポーランド政府職員らを対象に47の研修コースを開講しており、これまでに約2,000人を対象にテロ対処教育を実施したほか、世界各地のテロ対処機関と7回の会合を実施したとされる。CPTはポーランド政府が設置した初の対テロ教育・研修機関であり、公的機関のテロ対処能力引き上げを目的としている。

経 済

経済政策

閣僚評議会、企業・技術大臣に日曜日の商業施設営業禁止の影響に関する報告書の要約作成を指示【4月2日】

2日の閣議において、閣僚評議会は、エミレヴィチ企業・技術大臣に日曜日の商業施設営業禁止の影響に関する報告書の要約作成を指示した。エミレヴィチ大臣は、消費行動を検証する必要がある、作業は秋まで続く見込みと述べた。2月初旬、モラヴィエツキ首相は、政府は日曜日の営業禁止が小規模商店及び大規模商業施設に与える影響を分

析していると述べた。

個人所得税制度の改正に向けた動き【4月3日】

近く、財務省は個人所得税制度の改正案を発表する見込み。主な改正内容は、26才以下を対象とした個人所得税の免税や、全納税者を対象とした税率の現行18%から17%への引き下げなどを含んでいる。ただし、これらの改正は早くとも2020年以降となる見通し。

マクロ経済動向・統計

フィッチ、ポーランドの格付けを据え置き【3月30日】

格付け会社フィッチは、堅調な経済基盤と良好な

財政状況を踏まえ、ポーランドの長期外貨建て債券格付けを「A-」に据え置き、見通しも引き続き「安定的」とした。

3月の購買担当者景気指数(PMI)【4月1日】

IHS Markit によると、3月の購買担当者景気指数(PMI)は、48.7ポイントとなり、前月の47.6ポイントからわずかに上向いた。ただし、引き続き景気の拡大・縮小の分岐点である50ポイントを下回っている。新規受注及び雇用の減少により、製造業の低迷が続いており、今後もドイツ経済の低迷の

影響を受ける可能性が指摘されている。

2018年の財政赤字及び公的債務残高【4月1日】

中央統計局(GUS)の推計によると、ポーランドの2018年の財政赤字の対 GDP 比は0.4%(前年は1.5%)、公的債務残高の対 GDP 比は48.9%(前年は50.6%)となった。

ポーランド産業動向

電気自動車に関する投資動向【3月29日】

ポーランドの電力会社 Enea, Energa, PGE 及び Tauron により設立された特別目的会社、電気モビリティポーランド(EMP)の見込みでは、ポーランド初の電気自動車工場の建設費用は20億ズロチ(4.66億ズロチ)と見込まれている。候補地としては17箇所が挙がっており、建設には3年を要するとされている。同社は2022年終盤または2023年初めに電気自動車の大量生産の開始を予定していると述べた。同工場では年間10万台の自動車生産の達成及び最終的には20万台の生産を目指している。

とされる。

韓国サムスン社、スタートアップ・インキュベーターを開設【4月3日】

韓国サムスン社は、4月15日にビャーウィストクに当地3箇所目となるスタートアップ・インキュベーター開設を予定している。研究テーマとして、持続可能な開発(SDGs)の医学、生態学、輸送、教育分野とデジタルとの融合を課題とした。同様の施設を、ジェシュフ(IoT ソリューション)とルブリン(サイバーセキュリティ)で既に開設しており、優良分野には韓国企業による投資・資金調達の支援も行っている。

ワルシャワ・ショパン空港関連動向【4月2日】

マレプシャク空港建設公団社長代行は新空港(CPK)の開設について2027年を予定しているが、その実現は極めて難しい状況とされている。また、ワルシャワ・ショパン空港の将来まだ決まっていなとしている。一部の政治家の間では、CPK の開設後もショパン空港の運営を続けるべきとの意見もあったが、インフラ省としては新空港の開設ではショパン空港の閉鎖は不可避との意見を出している。なお、ショパン空港の将来の決定は、ワルシャワ都市機能を悪化させず、CPK の開発に悪影響を与えないという2つの目的によって判断されていく

EU結束政策におけるポーランドのプロジェクト動向【4月3日】

2日、欧州委員会は、EU結束政策の対象事業として10カ国、25プロジェクトを承認した。ポーランドのプロジェクト承認件数は、11件と加盟国中最多となった(金額ベースでは加盟国中2位)。プロジェクト分野毎にみると、保健(ポズナン地域子供保健センター等)、鉄道(PKP鉄道車両の近代化等)、港湾(グダンスク港の安全性向上等)、道路(A2, S7等の整備等)など、各種事業が承認された。

エネルギー・環境

原子力発電建設の動向【3月28日】

野党・クキス15による原子力発電建設関連費用支出に関する情報開示請求を受け、エネルギー省は、原発建設の特別目的会社PGEEJ1社が、4.47億 PLN(環境影響評価への投資:約3億 PLN、人件費:約1億 PLN)を支出した旨を報告した。原発は、2033年までに建設予定であり、1000MW当たり150億 PLN の費用がかかると試算している。

まれている。同戦略では同社は原子力発電所の建設及び発展に係る投資も行わないとされている。

ポーランドにおける再生可能エネルギー等に関する研究開発の展開【3月30日】

トプジェフスキ・エネルギー大臣は近い将来、太陽光発電及びバイオガスプラントに対して集中的投資を行うと述べた。クフィエチンスキ投資・開発大臣はポーランドのイノベーションランキングに関してはEU28諸国中で25位となっており、大規模な国家レベルの研究開発への投資がなされていないが、多くのことを行っていかなければならないと述べた。

石炭事業に対する銀行の動向【3月29日】

エムバンク(mBank)銀行は、新たな石炭鉱山や石炭火力発電所への融資を4月1日以降は行わないと発表した。エムバンクは2015年に同社の戦略を策定しているが、環境保護に関する課題も含

原子力発電建設に関するトフジェフスキ・エネルギー大臣の発言【4月3日】

トフジェフスキ・エネルギー大臣は、下院エネルギー委員会において、原子力発電の建設に係る資金調達について、既に複数の潜在的なパートナーと

協議している。また、(パートナーの選定は、)原子力技術と資本拠出の組み合わせで選定され、融資よりも、かなりの資金拠出を考慮すると発言した。また、エネルギー戦略(PEP2040)を今夏までに議会通過させたいと付言した。

大使館からのお知らせ**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年3月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施して

ください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

平成31年度前期分教科書の配布に関する御案内

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住で平成30年9月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小、中学生用の教科書(平成31年度前期分)を配布しています。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho31.1.semester.pdf>

申込先:cons@wr.mofa.go.jp (Eメールの場合)

22-696-5006 (FAXの場合)

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa (郵送の場合)

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

国際機関への就職に関心がある皆様へ

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00, Eメール:

info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

文化行事・大使館関連行事

〔開催中〕 ポフシン植物園での日本月間 【3月23日(土)～5月5日(日)】

ワルシャワにて、ポーランド科学アカデミーの植物園・ポフシン生物多様性保全センター主催による『ポフシン植物園での日本月間』が開催中です。日本に関する写真展、折り紙・書道ワークショップ、苔玉・わびくさ・生け花ワークショップ、着物デモンストレーション、日本食フェスティバルなどが予定されています。

開催場所: ワルシャワ, ポフシン植物園, ul. Prawdziwka 2

詳細: <https://www.ogrod-powsin.pl/>

〔予定〕 ポーランド青年・ジュニア・子供剣道選手権 【4月6日(土) 9:00】

ビドゴシチにて、ビドゴシチ剣道・居合道・杖道協会主催による『ポーランド青年・ジュニア・子供剣道選手権』が開催されます。

開催場所: ビドゴシチ, Karłowicza 2

詳細: <http://kendo.bydgoszcz.pl/>

〔予定〕 日本・ポーランド国交樹立100周年記念展 【4月8日(月)～ 10日(水)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、EMP GALLERYによる展覧会が開催されます。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール:

info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

〔予定〕 日本映画上映会 【4月9日(火)・13日(土)】

ワルシャワのスタロミエイスキ文化センターにて、日本映画上映会が開催されます。入場は無料です。

上映スケジュール:

4月9日 19:00 誰も守ってくれない (2009年)

4月13日 17:00 幼獣マメシバ (2009年)

開催場所: ワルシャワ, スタロミエイスキ文化センター, Rynek Starego Miasta 2

詳細: <http://www.sdk.pl/>

〔予定〕 藝展 【4月9日(火)～21日(日)】

ワルシャワにて、藝展実行委員会主催による現代日本アーティストによる美術展覧会『藝展』が開催されます。

開催場所: ワルシャワ, ヴィラヌフポスター美術館, Stanisława Kostki Potockiego 10/16

詳細: <http://www.postermusEUm.pl/wystawy/gei-ten-tradycja-i-wspolczesnosc,76.html>

〔予定〕 国際会議「コーポレート・ガバナンス, 有効性及び企業の社会的責任」 【4月12日(金)～13日(土)】

ウッチ市にて、八雲琴クラブ協会主催による『国際会議「コーポレート・ガバナンス, 有効性及び企業の社会的責任」』が開催されます。日本・ポーランドの経済に関する講演が予定されています。

開催場所: ウッチ市, ウッチ大学社会経済部, ul. Rewolucji 1905 r. 39/41

詳細: <http://www.yakumo-goto.pl/>

〔予定〕 第2回日本のゲームフェスティバル 【4月13日(土) 12:00～18:00】

ワルシャワにて、日本の大衆文化愛好家協会「アニマツリ」主催による『第2回日本のゲームフェスティバル』が開催されます。碁, 麻雀, 花札, 剣玉などのワークショップが予定されています。

開催場所: ワルシャワ, Fabryczna 1/3

詳細: <https://www.facebook.com/events/287083088633036/>

〔予定〕 第13回日本文化デー 【4月27日(土)～28日(日)】

ウッチにて、八雲琴クラブ協会主催による『第13回日本文化デー』が開催されます。日本についての講義, 武道デモンストレーション, 様々なワークショップが予定されています。

開催場所: ウッチ, ウッチ大学社会経済部, Rewolucji 1905 r. 39/41

詳細: <http://yakumo-goto.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsml@wr.mofa.go.jp)